

65歳以上のひとり暮らし高齢者の方の安全と安心を確保します。



救急医療情報キットを
ご利用にあたっては、
以下の点をご了解ください。

- ① 玄関ドアの内側にシールが貼られている場合は、本人及びご親族等の同意を得ることなく、救急隊が冷蔵庫を開けて救急医療情報キットを取り出すことがあります。
- ② 救急医療情報キットは、救急隊が救急活動に必要と判断した場合に活用します。そのため、救急医療情報キットの保持者であることが分かっている場合でも、その救急活動によって活用されない場合もあります。
- ③ 救急活動において、搬送先の医療機関を決める場合、症状等の状況では救急連絡情報用紙に記載された「かかりつけ医療機関」に搬送されない場合があります。
- ④ 救急連絡情報用紙の記載内容は、定期的に見直し、情報に変更がありましたら、内容を書き換えてください。なお、内容を書き換えたときは、書き換えた年月日を用紙の右上に記入願います。
- ⑤ 救急医療情報キットの中に入れる「健康保険証(写)」は、あくまでも情報源の一つです。搬送先の医療機関には、「健康保険証の原本」をお持ち下さい。

救急医療 情報キット

無料給付

今すぐお申し込みを!



葛飾区では、65歳以上のひとり暮らし高齢者の方などの安全と安心を守るため、救急医療情報キットを無料給付いたします。

かかりつけ医療機関やかかっている病気などの緊急時に必要な情報を救急医療情報キットに保管することで、救急隊による迅速な救急活動に活かすことができます。

お問い合わせ先

葛飾区福祉部高齢者支援課

〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 03(5654)8259 (直通)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

救急医療情報キットとは

緊急時に必要な情報をキットに入れ冷蔵庫に保管。迅速な救急活動に役だてます。

① 119 番通報



② 到着・救急活動



③ 確認(キットを必要と判断した場合)



④ 搬送



救急医療情報キットに入れるもの

- ① 救急連絡情報用紙 (かかりつけ医療機関、かかっている病気、緊急連絡先などを記入する)
 - ② 健康保険証 (写)
 - ③ 写真 (本人が確認できるもの)
 - ④ 診察券 (写)
 - ⑤ 薬剤情報提供書 (写) または、お薬の説明書 (写) など
- ※②から⑤は、ご本人様に用意していただくものです。



給付対象者

葛飾区内に住所を有している次のいずれかに該当する方

- ① 65歳以上のひとり暮らし高齢者
- ② 日中又は夜間に、居所において一人になることのある65歳以上の高齢者
- ③ 同居する家族が認知症等により、ひとり暮らしと同様の状況にある65歳以上の高齢者
- ④ ①から③に準ずる状況にある方

給付方法

本人または代理の方が、次の窓口で「申請書」を記入しキットを受け取る

- ① 区内かかりつけ医療機関 (葛飾区医師会所属医療機関)
- ② 区役所高齢者支援課 (区役所2階201番窓口)
- ③ 各地域包括支援センター

救急医療情報キットの保管



※シールは、救急隊がわかるよう、「冷蔵庫 外側の右上」と「玄関ドア 内側の右上」に貼り付けましょう。